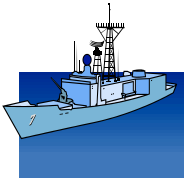


東中野図書館 法律情報局

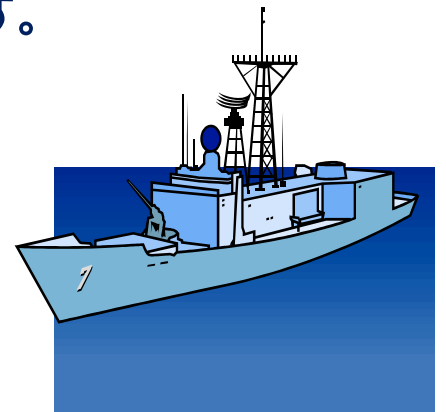
東中野図書館 個性づくりテーマ展示《第22回》集团的自衛権



集团的自衛権を学ぼう

昨今、巷でなにかと話題になっている「集团的自衛権」とはいかなるものなのか・・・?! 集团的自衛権を行使するとどうなるのか?!

ここで、「集团的自衛権」についての法的根拠なども含め、基礎の基礎から学んでいきたいと思います。



☆展示期間： 平成26年 12月27日(土)
～平成27年 2月26日(木)

☆展示場所：東中野図書館3F 法務情報コーナー

☆問い合わせ：東中野図書館

中野区東中野1-35-5

集団的自衛権の概要

自衛権には、個別的自衛権と集団的自衛権があります。

個別的自衛権とは、自国に対する武力攻撃を、実力をもって阻止する権利であり、集団的自衛権とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する、他国を共同防衛する権利を指します。国連憲章第五十一条によって、国際法上に規定されているものです。

集団的自衛権と個別的自衛権は、自国に対する武力攻撃に対処するものかどうかという点で、明確に区別されます。

国連憲章第五十一条の全文

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛権の固有の権利を害するものではない



集団的自衛権の法的根拠

国連憲章における集団的自衛権の考え方



国連憲章では、原則として武力行使を禁止しています。その中で、例外として認められている集団的自衛権は、違法な武力攻撃が行われた場合に、攻撃されている国に対して、他の加盟国が軍事的支援をしたり、一緒に防衛行動をとったりすることを可能とするものです。

集団的自衛権「容認派」と「反対派」の主張

容認派の主張

日本の安全保障を取り巻く環境が変わったので必要
⚡北朝鮮のミサイルや核開発
⚡中国の軍事行動の活発化
これらの危機に対応するため、アメリカからも集団的自衛権の容認を求められています。

反対派の主張

集団的自衛権そのものに反対

- ・これまでの平和国家の歩みを覆してしまうのでは？！
- ・他国を助けることができること＝戦争にまきこまれるのでは？

今回の決定の仕方に反対

- ・やるなら、解釈の変更ではなく、憲法の改正をするべきだ
- ・国民投票が必要な、憲法改正を選ぶべきだ！

集団的自衛権を行使するとどうなる？！

集団的自衛権自体は、国際法上主権国家には、認められているものです。日本も主権国家であるため、国際ルール上は、この権利を有していることとなります。これまでの日本では、憲法第9条により、必要最小限度の範囲内ではしか自衛権を行使することができないとされていましたが、集団的自衛権を行使するという事は、必要最小限度の範囲を超えることだと考えられてきました。そのため、集団的自衛権を行使することは、憲法上禁じられている参戦になると理解されてきたのです。

主権国家とは・・・他国に従属せず、自らの国内、国際問題を独立して決定できる国。国際法の基本主体

出典：広辞苑 岩波書店

日本政府はこれまで、①我が国に対する急迫不正の侵害があり、②これを排除するために他の適当な手段がなく、③必要最小限度の実力行使に留まるならば、個別的自衛権を発動し、武力を行使することは憲法第9条に反していないとしてきました。これについては、自衛権発動の3要件と呼ばれてきたものです。この要件を満たした場合は、憲法に反しない参戦と考えられてきました。そしてこの度の閣議決定により、憲法解釈を変え、自衛権発動の3要件を変更することで、集団的自衛権を行使することが憲法違反ではなくなるという措置を取りました。

閣議決定の内容とは

1. 武力攻撃に至らない侵害への対処

グレーゾーン事態（武力攻撃に至らない侵害）に際し、切れ目ない十分な対応ができる態勢整備。例えば北朝鮮のミサイル発射に備えて警戒活動をしている米軍に対して自衛隊が防護要請された場合自衛隊法の中の「武器使用」という考え方をを用いて、米軍を守ることができるようにすることなどを示します。

2. 国際社会の平和と安定への一層の貢献

後方支援⇒「現に戦闘を行っている現場」でなければ支援できるようになりました。

3. 憲法第9条の下で許可される自衛の措置

我が国に対する武力攻撃だけでなく「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生」し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合においてこれを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない時に、必要最小限度の実力を行使することは、自衛のための措置として、憲法上許可されると考えるべきだと判断した、と述べています。

※先にも記載した武力行使の「新三要件」とよばれるものです。

参考文献:イラストでわかる集団的自衛権 英和出版社

オススメ展示図書



『すっきりわかる！集团的自衛権Q&A』

319.8 ア

浅井 基文／著

大月書店

2014年

集团的自衛権に関する問題点をQ&A形式で解説し、わかりやすく整理しています。「集团的自衛権」とは、何か？「自衛権」とはどういう権利なのか？憲法九条と自衛権、自衛隊に矛盾はないか？など具体の説明を詳しく記載しています。

『 憲法 9 条VS集团的自衛権』

319.8 ア

川村 俊夫／編

学習の友社

2014年

憲法 9 条と集团的自衛権のポイント及び特徴について、世界の歴史や自民党改憲草案などの最新動向を踏まえて解説しています。

また、憲法への理解を深めるべき内容となっています。

『ハンドブック 集团的自衛権』

323.14 ハ

浦田 一郎・前田 哲男・半田 滋／編

岩波書店

2014年

「集团的自衛権」とはどのような概念なのか？なぜ、これまで許可されなかったのか？他国はどのように行使してきたのか？また、その解釈をいま変更しなければならないのか？これらの疑問を専門家がわかりやすく丁寧に解説しています。

【展示図書リスト】

書名	著者名	出版者名	出版年	分類番号
すっきり！わかる集団的自衛権Q & A	浅井 基文／著	大月書店	2014	319.8 ア
日本人のための「集団的自衛権」入門	石破 茂／著	新潮社	2014	319.8 イ
集団的自衛権と安全保障	豊下 櫛彦 古関 彰一 ／著	岩波書店	2014	319.8 ト
Q & Aまるわかり集団的自衛権	半田 滋／著	旬報社	2014	319.8 ハ
臨床憲法学	笹沼 弘志／著	日本評論社	2014	323.0 サ
「あの時代」に戻さないために 安倍政権の暴走と日本国憲法	石村 善治／著 福岡県自治体問題研究所 ／編	自治体研究社	2014	323.14 ア
集団的自衛権	飯田 泰士／著	彩流社	2014	323.14 イ
イラストでわかる集団的自衛権	高作 正博 道下 徳成 ／監修	英和出版社	2014	323.14 イ
憲法9条VS集団的自衛権	川村 俊夫／著	学習の友	2014	323.14 カ
なぜ 憲法改正か！？	清原 淳平／著	善本社	2014	323.14 キ
集団的自衛権の何が問題か	奥平 康弘 山口 二郎 ／編	岩波書店	2014	323.14 シ
集団的自衛権ってなに？	戦争をさせない1000人委 員会／編	七つ森書館	2014	323.14 ス
徹底批判！ここがおかしい集団的自衛権	高作 正博／著	合同出版	2014	323.14 タ
ハンドブック 集団的自衛権	浦田 一郎 前田 哲男 半田 滋／著	岩波書店	2014	323.14 ハ
集団的自衛権の深層	松竹 伸幸／著	平凡社	2013	323.14 マ
集団的自衛権の焦点「限定容認」をめぐる 50の論点	松竹 伸幸／著	かもがわ出版	2014	323.14 マ
アベコベな壊憲、戦争はやダね！	毛利 正道／著	川辺書林	2014	323.14 モ
自衛隊、動く	勝股 秀通／著	ウェッジ	2014	392.1 カ
平和のためのハンドブック軍事問題入門 Q & A 40	福好 昌治／著	梨の木舎	2014	392.1 フ
自分で考える集団的自衛権 若者と国家	柳澤 協二／著	青灯社	2014	392.1 ヤ
陸上自衛隊装備百科	斎木 伸生 他／著	イカロス出版	2014	396.2 リ
自衛隊と防衛産業	桜林 美佐／著	並木書房	2014	559.0 サ

集団的自衛権について調べる方に

1. 情報検索のキーワード

様々な「キーワード」を使うことで、効率的な情報の検索が可能になります。

集団的自衛権 / 個別的自衛権 / 憲法改正 / 憲法 9 条 / 特定秘密保護法
/ 自衛隊 / 陸上自衛隊 / 海上自衛隊 / 軍事問題 / 軍事同盟
武力行使の新三要件 / 国連憲章第 51 条 / など



2. 図書資料を調べる

中野区立図書館のホームページや利用者開放端末（OPAC）で調べてみましょう。

『中野区立図書館ホームページアドレス』

⇒ <http://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/>

・・・中野区立図書館のホームページや利用者開放端末（OPAC）で調べてみましょう。

『東京都立図書館統合検索』

⇒ <http://ufinity01.jp.fujitsu.com/metro/>

・・・東京都内の公立図書館の蔵書について一括して検索できます。

3. 雑誌・新聞で調べる

東中野図書館では、雑誌・新聞は 2 階にございます。

新聞

朝日新聞 / 産経新聞 / 東京新聞 / 日経新聞 / 毎日新聞 / 読売新聞

☆日経新聞縮刷版は過去 10 年分ございます。

雑誌

『ジュリスト』 有斐閣

『f a r o』 司法の窓 （中央図書館）

4. 基本的な情報を調べる

●テーマの棚を調べてみましょう。

分野	分類記号	分野	分類記号	分野	分類記号
安全保障	319.8	自衛権（国際法）	329.12	自衛隊	392.1076

5. 用語や事例について調べる

言葉の意味などを調べてみましょう。

『現代用語の基礎知識 2013』 031 ゲ 13
自由国民社 2013年

★インターネットで探す

『裁判例検索 — 最高裁判所 —』

<http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010?hanreiSrchKbn=01>

・・・最高裁が提供する裁判例検索システム。裁判所名・事件番号・裁判年月日等で検索可能。

6. 関連機関を活用する

関連機関で集団的自衛権に関するさまざまな事を調べてみましょう。

『防衛省』・・・

<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/seisaku/kihon02.html>

NAKANO CITY CERTIFIED TOURISM RESOURCES



中野区認定観光資源
2014



東中野図書館からのお知らせ

おはなし会 場所：2階 絵本コーナー

1月5日（月） 2月2日（月）

よもよも 0才～3才児向け

1月7・14・21・28日

2月4・11・18・25日

幼稚園・保育園 小学生向け

一般展示： 1月のテーマ

2階エレベーター横

特別展示： 1月のテーマ

YAコーナー入り口

児童展示： 1月のテーマ「冬」

2階カウンター横

壁展示：「集まれ未年」

